

小児用肺炎球菌ワクチン接種について

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

小児の肺炎球菌による感染症について

細菌性髄膜炎は、脳や脊髄を覆っている髄膜に細菌が感染して起こる病気で、その原因の30%を占めているのが「肺炎球菌」という細菌です。

肺炎球菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、特に2歳未満のお子さんは免疫がないため感染しやすく、ときに髄膜炎、菌血症、肺炎などの重篤な全身感染症や中耳炎、副鼻腔炎などの気道感染症を引き起こします。肺炎球菌による細菌性髄膜炎にかかると、ときに致命的であり、救命してもてんかん、難聴、発育障害などの後遺症が残ることもあります。

細菌性髄膜炎の初期症状は発熱、嘔吐、けいれんなどで、急性呼吸器感染症や他の疾病と症状が似ているため早期診断が難しく、さらに、近年では抗生物質の効かない菌（耐性菌）も増えてきており、治療が困難になってきています。

小児用肺炎球菌ワクチンとは

小児用肺炎球菌ワクチンは、すでに100カ国以上で接種されており、わが国では平成22年2月に使用が始まりました。このワクチンを接種することで細菌性髄膜炎や菌血症を激減することが多くの国から報告されています。

ワクチンの接種間隔について

小児用肺炎球菌ワクチンの接種回数は、はじめて接種する月齢によって接種回数異なります。

接種開始の月齢	接種回数	接種スケジュール
2か月以上～7か月未満	4	・初回免疫として3回を4週以上の間隔で接種 ・3回目接種から60日以上の間隔をおいて12か月を経過した日以後に追加免疫として1回接種
7か月以上～12か月未満	3	・初回免疫として2回を4週以上の間隔で接種 ・2回目接種から60日以上の間隔をおいて12か月を経過した日以後に追加免疫として1回接種
12か月以上～2歳未満	2	・初回免疫1回目接種から60日以上の間隔をおいて追加免疫として1回接種
2歳以上～3歳未満	1	1回のみ接種

他の予防接種との間隔

- ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチン（DPT）、日本脳炎、インフルエンザなどの不活化ワクチンを接種した場合は、6日間以上あけてから小児用肺炎球菌ワクチンの接種をしてください。
- 麻しん風しん混合（MR）、ポリオ、BCGなどの生ワクチンを接種した場合は、27日間以上あけてから小児用肺炎球菌ワクチンの接種をしてください。
- 小児用肺炎球菌ワクチンの接種後、他の予防接種をする場合は、6日以上あけてから接種してください。
- 医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に受けることができます。

次の人は接種を受けることはできません

- (1) 明らかに発熱のある人（37.5℃を超える場合）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている人
- (3) このワクチン成分またはジフテリアトキソイドによって、アナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）を起こしたことがある人
- (4) その他、医師に予防接種を行うことが不相当と判断された人

次の人は接種前に医師にご相談ください

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- (2) 過去に予防接種で接種後2日以内に全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた人
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある人
- (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- (5) このワクチンの成分またはジフテリアトキソイドに対してアレルギーをおこすおそれのある人

接種後の副反応について

接種部位の局所反応として腫脹、発せき、硬結などが認められますが、おおむね軽度で自然に回復します。そのほか、全身的な副反応として、発熱、易刺激性、傾眠状態などがあります。副反応が認められた頻度は、国内臨床試験では1回目接種で89.5%、2回目接種で87.0%、3回目接種で86.8%、4回目接種で85.2%となっています。

接種後の注意

- (1) 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師に診察を受けてください。
- (3) 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったことなどは医師にご相談ください。
- (4) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。
- (5) 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

予防接種による健康被害救済制度

伊佐市が業務委託する医療機関においてこの予防接種を受け、健康被害が生じ、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると認められた場合は、次の救済を受けることになります。

- (1) 「伊佐市予防接種事故災害補償規則」に基づく救済
- (2) 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」に基づく救済

（お問い合わせ先） 伊佐市役所 健康増進課 健康推進係 TEL：23-1311

～～～ 裏面もご覧ください ～～～